

人財マネジメント協会 一人親方労災会 会則

●人財マネジメント協会 安心ひとり親方建設福祉協会 加入についての注意点

1. 作業に従事する際は、労働安全衛生法・規則の関係条項を遵守し、安全衛生には十分注意してください。
2. 労働者災害補償法（以下労災という）上の保障開始日は、当協会が労働基準監督署へ申請書類を提出した日の翌日からとなります。
3. 以下に該当する場合は入会のお申込をお断りさせていただくことがあります。
 - ① 入会の意図が社会的、倫理的見地から鑑みて不当であると思われる場合
 - ② 当協会規程の一人親方特別加入の条件を満たさない場合
 - ③ その他、当協会が入会希望者を会員とすることを不適当と判断する場合
4. 労働基準監督署への申請手続きは、保険料等の入金を確認した後に開始いたします。
保険料等は、指定日までに指定口座にお振込および現金にて全額お支払いください。万が一、指定日までに
お支払の確認が出来ない場合は、加入の意思がないものと判断し加入手続きを中止します。
5. 加入手続き中止後にご入金があった場合、再度加入をご希望の場合は補償開始日が遅延する場合があります。
す。なお、補償開始日遅延によって発生する損害等に関して、当協会は一切責任を負いません。
6. 加入に当たっては、免許証や住民票のコピー等、本人確認の書類を必ず添付してください。また、緊急連絡
先となる電話番号(携帯番号可)かメールアドレスについても明記してください。これは万が一事故発生時やお
手続の際に必要なものです。なお、添付資料やご記入いただいた事項についての取り扱いは当協会の個人
情報の取扱規程に準じて適正に処理いたします。
7. 当協会加入後、毎年4月1日から3月31日までを一年度として手続いたしますが、年度の更新時においては、
特別加入の変更・脱退・給付基礎日額の変更をすることができます。上記事項について変更がある場合は、
必ず年度更新処理が終了するまでにお申し出下さい。年度更新処理期限が到来しても変更のお申出なき場合
は、従前条件にて更新するものとしてお手続きさせていただきます。
8. 年度更新の書類は原則として毎年2月に当協会より郵送いたします。当協会指定期日までに関係書類の提出
と保険料等の納付を完了してください。以下に該当する場合は当協会の判断によって脱退手続をとらせていた
だきます。あらかじめご了承下さい。
 - ① 当協会指定のお振込期限までにご入金がなく、数度の督促にも応答がない場合
 - ② 指定連絡先(緊急連絡先を含む)に一定期間連絡がつかない場合
 - ③ 日本国内外を問わず法令に違反し、当協会が脱退手続をとることが相当であると判断した場合
 - ④ その他上記に準ずる場合
9. 以下に該当した場合は速やかに当協会までご連絡下さい。ご本人が連絡できない状態にある場合は、代理
の方でも結構です。
 - ①年間100日間以上従業員を雇入れている、または、雇い入れる予定がある場合(アルバイト・手伝いを含む)
 - ②業種を変更したとき(建設業でなくなったとき)
 - ③住所を移転したとき(当協会の業務範囲を越えて移転した場合は脱退の手続を取らせていただきます。)
 - ④労災にあったとき
 - ⑤死亡したとき

ご連絡なき場合は労災上の補償が受けられなくなることがありますのでご注意ください。なおご連絡がなく各種
変更手続や申請手続ができなかった場合に生じる障害等に関して、当協会は一切責任を負いません。
10. 脱会の場合はその理由の如何を問わず、既納の入会金及び事務委託費については返還いたしません。

上記事項に同意します。

令和

平成

年 月 日

署名

㊞